

第2編 保健・医療・福祉

～健康で楽しく暮らせるまちづくり～

少子化・高齢化が進む中、地域においてお互いが支えあうことが必要になってきており、アンケートでも「保健・医療・福祉が充実し安心して暮らせるまち」を望む声が多い結果となっています。誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整え、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「健康で楽しく暮らせるまちづくり」を目指します。

政策項目		主要な取組（基本施策）
第1章	健康づくり	健康づくり活動の推進、健診体制・保健指導の強化、食育の推進
第2章	地域医療	医療体制の維持・充実、国民健康保険・後期高齢者医療制度の適正な運用
第3章	高齢者福祉 (地域包括ケア)	介護予防の推進、生活支援・介護予防サービスの充実、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、高齢者のニーズに応じた住まいの確保、高齢者が積極的に参加する地域づくり、高齢者福祉サービスの充実、介護保険制度の適正な運営
第4章	障がい者福祉	障がい者自立支援の充実、障がい者福祉の充実、障がい者の社会参加と相互理解の促進
第5章	地域共生・生活支援	総合的福祉サービスの充実、ボランティア活動の推進、生活の安定と自立支援
第6章	アイヌ福祉	アイヌ福祉施策の推進



対応するSDGs

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナリシップで目標を達成しよう



第1章 健康づくり

現状と課題

▽平取町では、少子高齢化・景気不安など様々な社会変化の中、乳幼児から高齢者まで生涯にわたり安心して健やかに暮らし続けられるよう、母子保健事業の推進や健(検)診体制の充実を図り、運動・栄養・口腔などを中心とする総合的な心身の健康増進・健康づくりを推進しています。しかし、通信環境の充実や住民ニーズの多様化に伴う参加数の低迷、ニーズにあった教室の開催の難しさがあり、ニーズの把握とより専門的な健康づくりの推進を図ることが求められています。

▽平取町では、18歳から健(検)診を受診することができますが、近年、受診数が伸び悩んでおり、若年層・働き盛り世代への受診勧奨や健康に対する意識向上を働きかけ、早期予防を促し、疾病の重症化を予防していくことが重要となっています。また、一度健診を受けた方が、継続的な受診につながっていることから、新規受診者の掘り起こしやより受けやすい健(検)診の体制づくりを行っていくとともに、健診事後指導などの充実を図っていく取組が今後も求められています。

▽平成22(2010)年12月に平取町食育推進計画が策定され、平成23(2011)年度より町全体の食育事業の推進を図っています。計画策定後開始された、小中学校・保育所や飲食店においてのニシパランチの取組や次世代を担う子ども達への食育の体験事業、平取高校生による地元特産品開発など、様々な食育の取組が行われていますが、さらに町全体としての継続的な食育事業の推進を図っていくため、今後は実践的な推進母体のネットワークづくりが必要となっています。

目標



- 令和6(2024)年度から開始の国の健康日本21第3次計画に沿って、第1期平取町健康増進計画を策定しています。計画の7つの柱は、①生活習慣病対策、②こころの健康対策、③栄養・食生活対策、④身体活動対策、⑤禁煙対策、⑥飲酒対策、⑦歯・口腔対策であり、7つのうち特に重点を置いて取り組む課題、①生活習慣病対策、②こころの健康対策、⑤禁煙対策としており、住民の健康寿命の延伸を最大の目標として一人一人が自分らしく豊かな人生を送れるよう健康づくり活動を推進していきます。
- 将来の医療費・介護費の抑制のために、事業所での保健指導、健康教育を実施し、働き世代への介入を増やしていきます。
- これまでの40・50歳無料健(検)診の実施や健(検)診受診勧奨を継続しつつ、60歳の節目においても無料健(検)診の機会を設けるとともに、より多くの人に受けてもらえるよう勧奨などの取組を強化します。
- 「人づくり」「健康」「地産地消」を計画の3本柱に基づき、関係機関と連携した食育推進事業を展開します。「食」を大切にする心の育成と、地産地消を通じた健康づくりを一体的に進めることで、町民の健やかな食生活を支援します。

主要な取組

取組No.	基本施策	単位施策名	担当
1	健康づくり活動の推進	健康意識の啓発、健康づくり事業の推進、こころの健康づくりの推進、歯の健康の推進	保健福祉課
2	健診体制・保健指導の強化	健診受診率の向上、生活習慣改善の促進	保健福祉課
3	食育の推進	食を通じた健康づくりの推進、食を通じた地域づくりの推進	保健福祉課

めざすべき目標値

指標No.	項目	現状値	R12	R17
1	事業所での健康教育実施回数	2 団体	3 団体	3 団体以上
2	健康増進事業（冬場の健康づくり教室等）年間参加者延人数	315 人	315 人	315 人以上
3	ストレスを相談できる人の割合	96%	96%	96%以上
4	3歳児健診時う歯率	16.0%	13%	10%
5	80歳で20本以上自分の歯を保っている人の割合	33%	40%	50%
6	40・50・60歳無料健（検）診利用率	71.4%	75%	80%
7	胃肺大腸がん検診受診率	14.5%	20%	25%
8	糖尿病予備軍（特定健診におけるHbA1c5.6%以上(※)）の者	男性：72.5% 女性：59.6%	男性：65% 女性：55%	男性：55% 女性：50%
9	食事のバランスを考えた食生活をする人の割合	19.1%	25%	50%

※HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）が5.6%以上という数値は、健康な人の正常範囲（通常5.5%以下）を超えており、糖尿病予備軍（隠れ糖尿病）の可能性や、将来の糖尿病リスクが高まっている状態を示唆しています。

関連する個別計画

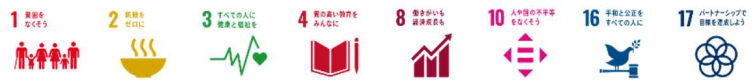
- 第1期平取町健康増進計画
- 平取町国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画
- 第3期平取町食育推進計画

第2章 地域医療

現状と課題

- ▽町の地域医療は、国民健康保険病院と振内診療所、そして歯科診療所等がその中核を担い、日常の診療から健康診断、予防接種に至るまで、町民の健康を支える重要な役割を果たしています。
- ▽全国的な医師・看護師不足は本町においても深刻な課題であり、将来にわたる医療スタッフの確保はどの医療機関においても難しい問題となっています。国保病院は平成30（2018）年度に改築を完了したものの、人口減少や近年の物価・エネルギー価格の高騰等により経営環境は厳しさを増しています。
- ▽今後、さらなる人口減少と高齢化が進行する中で、救急医療体制の維持、高度化・多様化する医療ニーズへの対応といった課題に直面していますが、将来にわたり持続可能な地域医療体制を確保するための基盤整備を考えていかなければなりません。
- ▽国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各制度においても、高齢化と医療の高度化に伴う給付費の増大は共通の課題であり、健全かつ安定的な財政運営と質の高いサービス提供の両立が求められています。

目標



- 「平取町国民健康保険病院経営強化プラン」に基づき、国保病院の経営健全化を進め、安定的で質の高い医療サービスの提供を目指します。
- 大学病院や関係機関との連携を強化し、医師の確保に努めます。また、看護師等の医療スタッフを確保・定着させるため、修学資金貸付制度の活用や働きやすい職場環境づくりを推進します。
- 医師の働き方改革に対応しつつ、診療体制や救急医療体制を維持するため、近隣の医療機関との連携強化や役割分担の検討を進めます。
- ICT（情報通信技術）の活用も視野に入れ、オンライン診療の導入など、町民が将来にわたり安心して医療を受けられる環境整備に努めます。
- 特定健診やがん検診の受診率向上を強力に推進し、疾病の早期発見・重症化予防を図ることで、町民の健康寿命の延伸と地域全体の健康増進につなげます。
- 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各制度について、円滑な運営に努め、国や北海道の動向を踏まえた適切な情報提供を行い、町民の理解促進を図ります。

主要な取組

取組No.	基本施策	単位施策名	担当
1	医療体制の維持・充実	近隣の医療機関との連携、国保病院における医療体制の維持・機能の充実・経営の安定・医療機器等の整備・オンライン診療等の検討	町民課・国保病院
2	国民健康保険・後期高齢者医療制度の適正な運用	国民健康保険の安定運営、医療費の適正化の推進、国民健康保険制度の啓発	保健福祉課・町民課

めざすべき目標値

指標No.	項目	現状値	R12	R17
1	町内の医療機関数	5 箇所	5 箇所	5 箇所
2	国保病院の常勤医師数	3 人	3 人	3 人
3	外来患者数（日平均）	73.4 人	70 人	68 人
4	入院患者数（日平均）	24.7 人	28 人	27 人
5	特定健康診査受診率（対象：国保加入者）	53%	58%	58%
6	特定保健指導利用率（対象：国保加入者）	60%	62%	62%
7	特定健康診査受診率（対象：国保加入者）	53%	58%	58%

関連する個別計画

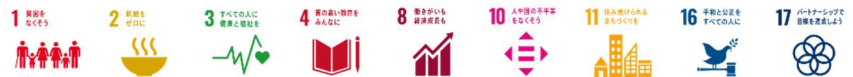
- 平取町地域福祉計画
- 第1期平取町健康増進計画
- 平取町国民健康保険病院経営強化プラン

第3章 高齢者福祉（地域包括ケア）

現状と課題

- ▽住民主体の介護予防活動の推進が課題となる中、年齢や心身の状態に関わらず誰もが参加できる「通いの場」を拡充していく必要があります。
- ▽高齢化の進行と地域社会の希薄化により、孤立する高齢者や「老老介護」世帯が増加しています。配食サービス等による見守り活動を行っていますが、その対象は一部の利用者等に限定されています。地域全体を網羅する見守り体制の構築が喫緊の課題です。
- ▽認知症の方とその家族を地域で支えるため、認知症サポーターの養成を進めていますが、養成したサポーターが地域で活躍できる場の創出や、認知症の早期発見・早期対応を含めた総合的な支援策の推進が求められています。
- ▽医療ニーズのある要介護者の増加や、通院が困難な単身高齢者の増加に対応するため、住み慣れた地域で必要な医療を受けられる在宅医療・介護の連携体制の強化が課題です。
- ▽高齢者人口の増加に対し、介護施設や高齢者向け住宅の整備が追い付いておらず、希望しても入所・入居が困難な状況にあります。特に、医療や介護ニーズが高まっても暮らし続けられる住まいの選択肢が不足しているため、町外へ転出せざるを得ないケースも生じています。民間事業者により運営されている老人福祉施設等（かつら園など）の基幹設備の老朽化対策への支援に加え、介護人材の確保も喫緊の課題となっています。
- ▽交通手段の確保は高齢者にとって喫緊の課題です。高齢による運転免許返納、さらに路線バスの運転手不足による路線再編の動きなど、高齢者の移動手段はますます制約されており、通院や買い物など日常生活に支障が生じることが懸念されます。

目標



- 年齢や心身の状態にかかわらず、すべての町民が参加できる多様な「通いの場」を充実させ、住民主体の介護予防活動を推進します。
- 地域における見守りネットワークを強化し、多様な事業主体と連携した重層的な生活支援体制を構築します。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症ケアパスを活用した総合的な支援を推進します。
- 住み慣れた地域において、在宅療養を望む高齢者を支えるため、入退院支援や多職種連携を強化し、医療と介護が一体となった切れ目のない支援体制を構築します。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、民間事業者とも連携し、多様なニーズに応じた住まいの確保を推進します。
- 高齢者がこれまでの経験や知識を活かし、地域貢献活動や社会活動に主体的に参画できる地域社会づくりを推進します。
- 提供基盤の整備、適正化と質の向上、介護保険の安定的な運営により、高齢者福祉サービスの安定供給を図ります。特に、民間施設による基幹設備の長寿命化や計画的更新を促すための支援を推進します。
- 公共交通の維持・確保に努めるとともに、地域の輸送資源を活用した多様な移動手段の確保策を検討し、高齢者の社会参加と自立した生活を支援します。

主要な取組内容

取組No.	基本施策	単位施策名	担当
1	介護予防の推進	新しい介護予防事業の体制整備と推進	保健福祉課
2	生活支援・介護予防サービスの充実	住民参加型の地域づくりの推進、地域包括支援センターの機能強化、相談体制の充実、家族介護支援の強化、高齢者等の権利擁護の確保と推進、安心して暮らせる地域づくりの推進、生活支援の担い手とネットワークづくり	保健福祉課
3	認知症施策の推進	認知症についての普及啓発と認知症サポーターの体制の整備、早期診断・対応できる体制の整備、地域の実情に応じた認知症施策の推進	保健福祉課
4	在宅医療・介護連携の推進	地域の医療・介護の資源把握や、課題や対応策の検討、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、在宅医療・介護関係者との情報共有と相談支援、地域住民への普及啓発、在宅医療の4場面別の連携の推進	保健福祉課
5	高齢者のニーズに応じた住まいの確保	高齢者の多様な住まいの確保、老人福祉寮の管理・運営、高齢者の社会参加の推進、民間事業者と連携した高齢者向け住宅（認知症グループホーム等）の整備検討、生活支援ハウスの管理・運営	町民課・生涯学習課・保健福祉課
6	高齢者が積極的に参加する地域づくり	生きがいと役割づくりによる互助の推進、高齢者の就業機会の確保、敬老事業の推進	町民課・生涯学習課
7	高齢者福祉サービスの充実	社会福祉法人等への支援、緊急時の安全の確保、高齢者の交通移動の推進、高齢者福祉サービスの提供基盤の整備、高齢者福祉サービスの適正化と質の向上、民間老人福祉施設等の基幹設備整備に対する支援	町民課
8	介護保険制度の適正な運営	介護保険制度の安定運営	町民課・保健福祉課

めざすべき目標値

指標No.	項目	現状値	R12	R17
1	交流サロン等へ的高齢者の参加割合	9.6%	10%	10%
2	総合相談受理件数(延べ)	349件	410件	480件
3	中核機関及び後見実施機関の設置数	1箇所	1箇所	1箇所
4	生活支援の協議体の設置数	1箇所	1箇所	1箇所
5	認知症サポーター養成数	381人	410人	450人
6	認知症サポーターチームオレンジの設置数	1箇所	1箇所	1箇所
7	認知症初期集中支援チームの設置数	1箇所	1箇所	1箇所
8	在宅医療・介護連携推進委員会の設置数	1箇所	1箇所	1箇所
9	高齢者の住まいの確保	35名	35名	35名
10	介護支援ボランティアの養成数	88人	80人	80人

関連する個別計画

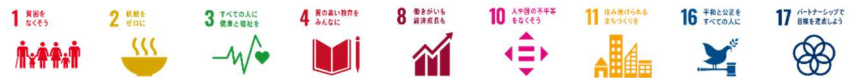
■第9期平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

第4章 障がい者福祉

現状と課題

- ▽町内では、平取福祉会や社会福祉協議会により障害福祉サービスが提供されていますが、多様化するニーズに対してサービスの種類や事業所数が限られており、利用者の選択肢が十分とは言えない状況です。
- ▽障害者総合支援法等の改正に伴い、市町村の責務や財政負担が増加しており、これに対応するための安定的・継続的なサービス提供体制の整備が課題です。また、地域生活へ移行するために必要な民間によるグループホーム等居住の場の整備支援や、既存の障がい者支援施設の老朽化対策が十分でないという問題があります。
- ▽障がい者施策が施設入所中心から地域生活中心へと移行する中、障がい者が地域で自立した生活を送るために不可欠なグループホーム等の住まいの場や、日中の活動の場となる就労の機会が不足しています。
- ▽障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、地域住民や事業者等の障がいに対する理解を一層深めていく必要があります。
- ▽北海道平取養護学校は、町外からの入学児童、生徒が多く、卒業後は平取町を離れてしまう人が大半であるため、平取町に住み、働き、生活できる環境をつくることが重要です。

目標



- 障がい者が住み慣れた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、グループホーム等の居住の場の確保を支援するとともに、各種福祉サービスの充実を図ります。
- 障がい者の自立した生活を支えるため、扶助制度の充実や障がい者福祉の充実を図ります。特に、民間によるグループホームの整備促進や既存支援施設の長寿命化・改修に対し、必要な支援を進めます。
- 障がい者の社会参加を促進するため、就労支援や日中活動の場の確保に努め、社会参加に関する情報提供や活動機会の充実を図ります。また、障がいに対する正しい理解を促進するための啓発活動を推進します。
- 北海道平取養護学校の卒業生が、平取町内で生活するために必要な居住（グループホーム）、就労（農福、商福及び木福連携、官公庁等）、そして、働く場と町民との交流の場を兼ね備えた本町拠点施設設置に向けて、関係機関及び団体と協力し環境づくりを進めます。

主要な取組

取組No.	基本施策	単位施策名	担当
1	障がい者自立支援の充実	障がい者（児）支援サービスの安定的な供給、地域生活支援事業の充実、障がい者支援施設の新築・改修に対する支援	町民課
2	障がい者福祉の充実	身体障害者福祉協会の運営支援、障がい者福祉事務の効率化、居住の場の確保と充実、民間による障がい者グループホームの整備促進、障がい者福祉施設への支援	町民課
3	障がい者の社会参加と相互理解の促進	障がい者の交通移動の確保、相互理解の促進	町民課

めざすべき目標値

指標No.	項目	現状値	R12	R17
1	地域生活支援拠点等の整備	0 箇所	1 箇所	1 箇所

関連する個別計画

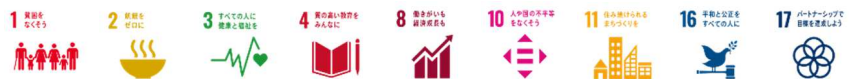
- 平取町地域福祉計画
- 平取町障がい者プラン
- 平取町障がい者活躍推進計画
- 平取町障がい者優先調達推進方針

第5章 地域共生・生活支援

現状と課題

- ▽地域福祉活動を推進するためには、自治会をはじめ、各地域で活動を行う民生委員・児童委員や福祉委員が必要不可欠となっています。そのため今後も地域福祉活動の重要性を周知し、理解者を増やしていくことや活動の輪を広げるための環境整備を図ることが必要となっています。地域福祉活動の活性化のため、自治会等の地域コミュニティが主体的に行う課題解決のための協働活動に対する支援体制の強化が求められています。
- ▽高齢者や障がい者等の福祉の向上と支援を進めていく中、あらゆる面でボランティア活動が重要視されてくることから、今後もボランティア活動を積極的に奨励する必要があります。
- ▽生活困窮者自立支援法が平成 25（2013）年 12 月に成立し、福祉事務所設置自治体（日高管内は日高振興局）においては、平成 27（2015）年 4 月 1 日から生活困窮者の「自立相談支援事業」が必須事業となりました。今後は町においても相談支援体制のさらなる充実を図ることや日高振興局と連携した取組が求められています。
- ▽民生委員・児童委員については、活動内容の複雑化や現職委員の高齢化に伴い、後継者の確保が年々難しくなっており、地域福祉の担い手不足が深刻な課題となっています。

目標



- 地域福祉を推進するため、社会福祉協議会や民生委員活動を支援するとともに、自治会など関係団体等と連携しながら、地域福祉の向上を図ります。特に、行政と住民が協働で課題解決に取り組む活動を促進します。
- 高齢者や障がい者等の社会的弱者の福祉向上を図るため、地域ボランティアの育成と活動支援を推進します。
- 誰もが健康で文化的な生活ができるよう、生活困窮者等への支援をするとともに、生活の安定と自立促進に向けた相談体制の充実を図ります。
- 社会福祉協議会組織の基盤の確立と事業の充実を図るため、財政基盤の確立と必要な支援を行います。
- 民生委員・児童委員の負担軽減や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、関係機関と連携して後継者の発掘・確保に努め、安定した地域見守り体制を維持します。
- 福祉施策への住民参加を促し、ボランティアの育成と住民の自主的な活動を支援します。
- 関係機関との連携により自立支援体制の充実を図ります。

主要な取組

取組No.	基本施策	単位施策名	担当
1	総合的福祉サービスの充実	平取町社会福祉協議会への支援、民生委員・児童委員活動の充実、住民協働による地域課題解決活動への支援	町民課
2	ボランティア活動の推進	ボランティア活動の推進	町民課
3	生活の安定と自立支援	生活安定に向けた自立支援体制の充実、生活安定に向けた自立支援制度の充実	町民課

関連する個別計画

■平取町地域福祉計画

第6章 アイヌ福祉

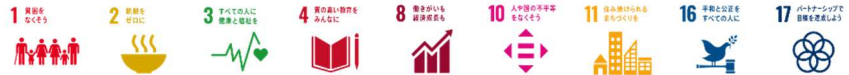
現状と課題

▽平成 26 (2014) 年の北海道アイヌ協会の公益法人化に伴い、旧北海道アイヌ協会平取支部は「平取アイヌ協会」へと名称を変更しました。現在、協会の会員数は全道会員数の約 1 割を占める状況にあります。その中でアイヌの人たちの生活の安定や就労の促進を図るには、各種資金制度の活用や機能訓練等は今後も継続していく必要があります。

一方で、各種貸付制度においては経済状況の変化等により返済に困難を抱えるケースも見受けられるため、利用者の生活再建に寄り添った相談支援と、制度の持続可能な運用に向けた対応が求められています。

▽令和 2 (2020) 年に開設された「民族共生象徴空間 (ウポポイ)」との連携を契機として、町、平取アイヌ協会及び関係団体が一層連携を深めることが求められています。それぞれの役割分担を明確にし、協力体制を強化することで、アイヌの人々の社会的・経済的地位の向上を図ることが重要な課題です。

目標



- アイヌの人々の生活の安定と雇用の促進を図るため、生活相談支援体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化します。あわせて、住宅支援策の活用促進や地域環境整備を進め、住みよい環境づくりを計画的に推進します。
- 国際先住民族フォーラムで培ったネットワークにより、国内外の先住民族組織との継続的な連携・交流を深めます。これにより、平取町のアイヌ文化の世界的な認知度を高め、その存在意義を発信していきます。
- アイヌの方々が利用する各種貸付制度について、返済しやすい条件整備を進める観点で引き続き検討し、制度の安定的な運用と利用者の生活安定を図ります。

主要な取組

取組No.	基本施策	単位施策名	担当
1	アイヌ福祉施策の推進	組織活動の充実及び連携強化、生活と雇用の安定、生活環境等の改善と向上、アイヌ文化の継承・伝承活動への支援	アイヌ施策推進課

めざすべき目標値

指標No.	項目	現状値	R12	R17
1	平取アイヌ協会地区別懇談会での制度共有	1回	1回	1回

関連する個別計画

- 平取町アイヌ総合政策推進基本計画